



## 契約書の作成の際には、以下の点にご注意を！！

皆さんの生活にとってなくてはならない「契約」ですが、いざ自分が作るとなると、どうしたらいいかわからないという方が多いかもしれません。契約書を作ったことがある方でも、いつもひな形をなんとなく使っていたかもしれません。



今回は、そんな皆様のお役に少しでも立てれば…という思いから、契約一般に通じる簡単な注意事項をご説明しようと思います。

### (1) 契約の相手にそもそも権限がありますか??

代理人による契約は広く行われているところですが、そのような場合にトラブルが生じると、突如相手方が「実は代理人に契約の締結権限がなかったんだ」と主張してくることがあります。そのような事態を防ぐためにも、代理人の権限を書面できちんと確認した上で、契約書と共にその書面を保管しておくようにしましょう。また、事前に本人の意思を直接確認しておくことも重要です。

### (2) 契約書のひな形を選んだはいいけど…

私たちは、仕事上契約書を見る機会が多いのですが、時折「これはひな形をそのまま使ったんだろうなあ。」という契約書に遭遇することがあります。契約書のひな形を使うこと自体は何も悪いことではありませんし、むしろ有用なことが多いです。

ただ、ひな形を盲信してそのまま契約をしてしまうのは怖いと思います。いざ裁判となると、一般的に裁判官は書面の内容を重視しますので、こちらが「そんな記載お互い認識してなかったのだから合意はしてない」若しくは「契約書にはないけど、当事者でこんな合意があったんだ」と主張してもなかなかわかってもらえません。

ひな形を利用する際には、その記載が法律的にどういう意味なのかをきちんと把握し、必要な場合には加除訂正をした上で、契約をするようにして下さい。

### (3) 無効な条項はありませんか??

契約書の中でも重要な条項については、法律的に有効なのか確認する必要があります。契約内容は原則自由ですが、当事者の力関係の調整や秩序の維持などの観点から法律上様々な例外が定められています。有効であると考えていたものが後になって無効ということになると、契約当初には予想もしなかったような損害が生じてしまうかもしれません。

こちらに極端に有利であるなど、何となく有効性に不安を感じる条項については、事前にその有効性を確かめて下さい。ただ、この判断は難しいので、安易に自分一人で判断するよりは弁護士に相談された方がよいかもしれません。

### (4) 契約内容は本当に明確ですか??

**お問合せ 弁護士法人よつば総合法律事務所**

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>  
〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間: 午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談

そんなの当たり前じゃないか！！という声が聞こえてきそうですが、実はここが守られなかったがために紛争に至るケースが意外と多いのです。逆に考えれば、この点を守るだけでトラブル発生のリスクが大きく減ることになりますし、また不幸にも裁判になった場合でも、自分の主張を有利に展開することができます。

具体的に気を付けて頂きたいのは、①契約書の中に登場する人物、物、権利、他の契約等があいまいではなくきちんと特定されているか、②言葉の意味が一義的であるか、という点です。第三者が契約書やその付属書類の記載しか読まなくても内容を理解できるのがベストです。

なお、契約を締結する当事者にとって当然の前提であるからといって、重要な事柄の記載を省いてしまうこともやめたほうが良いです。

#### (5) 契約書はきちんと保管していますか??

最後に念のためですが、重要な契約の場合、契約書だけを保管するのではなく、契約の経緯もきちんと証拠として残しておくことをお勧めします。契約書の記載の意味が争いになる裁判では、契約締結までの経緯が重要な判断要素になるからです。書面やメールなどきちんと証拠に残る形で交渉経緯を記録しておいてください。

#### (6)最後に

以上の話は、皆様にとって聞き慣れたものばかりだったかもしれません。しかしながら、当たり前のことを継続的にやり続けることは、そんなに簡単ではないように思います。最初は張りつめていたリスク管理への意識も、慣れと共にだんだん薄れゆくからです。

そもそもの紛争の種に気づくことが出来なければ、紛争予防もできません。今回のような情報発信によってお客様のリスク管理への意識を呼び起こして頂き、困った場合には行動を起こす前にお気軽にご相談頂きたいと思います。

(文責 三井 伸容)

#### 当事務所の近況報告(大澤)

2月末に、毎年恒例の写真撮影をします。これは、各弁護士の写真と集合写真をプロのカメラマンにとってもらおうというイベントです。私大澤一郎は35歳・既婚・妻・子供2人、服は着やすいものがよい、という年相応の「お父さん」ですが、つつい写真撮影となると気合いが入ります。撮影の数日前に髪を切りに行き、一番よい状態で写真撮影に臨みます。ちなみに、私は写真撮影が昔から苦手で、全弁護士の中で一番時間がかかります。「首が傾いている！」「もう少し自然に笑って！」「顎をもう少し引いて！」などとカメラマンに叱咤激励されながら毎年撮影しています。ガッツポーズをしている写真もOKがでるまで相当時間がかかりました。

(交通事故HP <http://www.kotsujiko-yotsubasougou.com/>、「よつば、交通事故」で検索してみてください。)(大澤)

#### お問い合わせ 弁護士法人よつば総合法律事務所

フリーダイヤル 0120-916-746 [info@yotsubasougou.com](mailto:info@yotsubasougou.com) <http://www.yotsubasougou.jp/>  
〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋春番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談